



静岡市では、空き家を有効活用することにより、定住の促進と地域の活性化を図るため、「静岡市空き家情報バンク」を実施しています。

■ 静岡市空き家情報バンクとは...

静岡市が主体となって運営している空き家情報の提供の仕組みです。
不動産関係事業者から紹介を受けた売買、賃貸の物件を掲載しています。

■ 要件は...

- ・市内（オクシズ地域を除く。）に所在すること
- ・新築ではないこと
- ・現在、居住又は使用していないこと
- ・登記されていること
- ・不動産関係事業者が所有又は管理するもの
- ・建築基準法その他法令に適合していること

■ 申請に必要な書類は...

- ・申請書（静岡市HPに掲載）
- ・空き家の位置図、間取図、写真
- ・不動産広告
- ・土地、建物の全部事項証明書
- ・不動産の媒介契約書

郵送・メール
OK

■ メリットは...

（１）登録無料、全国から閲覧されています。

【令和6年3月31日までの実績】

- ・延べ登録数126件（売買120件、賃貸6件）、成約件数81件（売買78件、賃貸3件）

（２）成約率が向上する仕組みがあります。

空き家情報バンクに登録された物件を所有している方（空き家を購入して居住する方、空き家をもともと所有し、貸し出した方）に対して、空き家改修の補助対象経費の3分の2を補助します。改修補助があることから、売買または賃貸借契約の成約率が向上します。

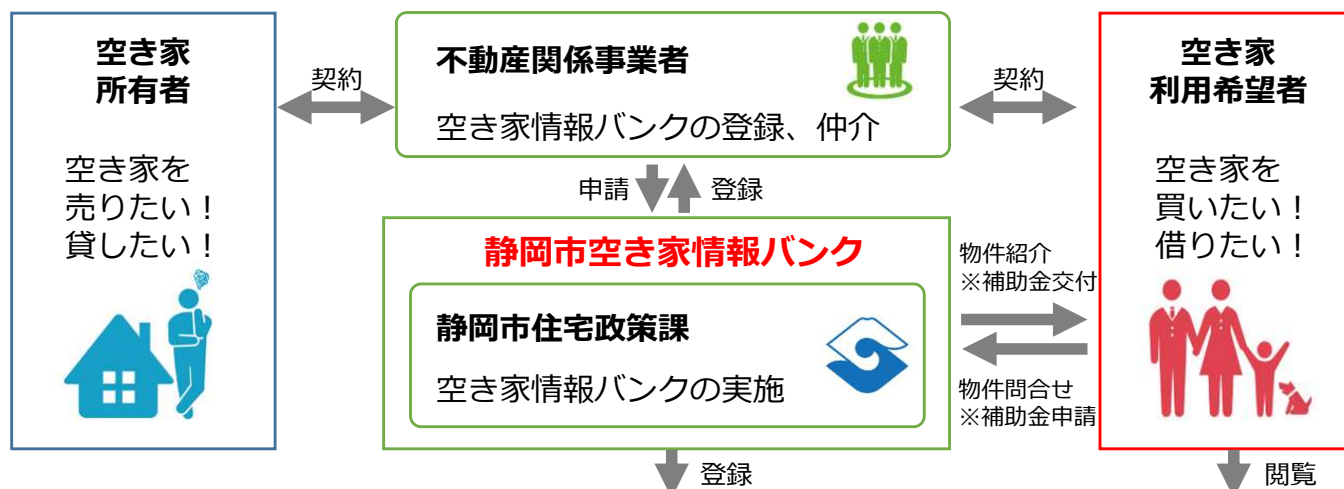
【補助金の上限額】

- ・①～④は、200万円
 - ①市外からの移住者
 - ②中学生以下の子どもがいる子育て世帯
 - ③夫婦等のいずれかが40歳未満の世帯
 - ④ゆとりある住宅地区内の空き家 ※ゆとりある住宅地区についてはお問い合わせください。
- ・上記以外は、100万円

【令和6年3月31日までの実績】

- ・延べ交付件数 26件（移住者3件、子育て世帯5件）

■ 空き家情報バンクの活用イメージ図



民間不動産情報紹介サイトに掲載

アットホーム 全国版空き家バンク

静岡県宅地建物取引業協会 スマイミー静岡

■ 問合せ

静岡市役所 住宅政策課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1192

ホームページ https://www.city.shizuoka.jp/412_000031.html

メールアドレス juutaku@city.shizuoka.lg.jp



静岡市では、市内（オクシズ地域を除く。）に所在する空き家を有効活用することにより、市外への人口流出抑制と定住の促進を図り、子育て世帯等に対し住宅供給を支援するため、空き家情報バンクに登録されている空き家を改修する方に対して、補助金を交付しています。

■対象者は...

- ・空き家情報バンクに登録されている空き家の購入者又は空き家をもともと所有し、貸し出しする者
- ・10年以上居住予定であること（貸し出しする場合は10年以上貸し出し予定であること）

■対象経費は...

- ・水道、ガス又は電気設備の改修費
- ・台所、トイレ又は風呂の改修費
- ・内装、外装、屋根又は開口部の改修費
- ・敷地内及び敷地と前面道路間における傾斜、段差等の解消に係る外構工事（ゆとりある住宅地区内の空き家に限る。）
- ・改築、増築及び減築等の経費

※廃材の処分費、エアコン、照明器具など対象とならないものがあります。
事前にお問い合わせください。

■補助金額は...

補助対象経費の3分の2

【上限額】

- ・①～④は、200万円
 - ①市外からの移住者
 - ②中学生以下の子どもがいる子育て世帯
 - ③夫婦等のいずれかが40歳未満の世帯
 - ④ゆとりある住宅地区内の空き家
- ・上記以外は、100万円

※ゆとりある住宅地区についてはお問い合わせください。

■対象事業は...

- ・建物が1年以上空き家であること（ゆとりある住宅地区内の空き家を除く）
- ・売買契約から1年以内の申請であること
- ・建物全体を自らが使用することまたは、貸し出しすること
- ・玄関、居室、台所、便所及び浴室を備え、独立した居住部分の延床面積が改修後に40㎡以上となるもの
- ・耐震基準を満たすこと（改修によって耐震性を有する場合を含む。）
- ・建物が災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域など、災害レッドゾーンに含まれないこと



■申請の流れ

市が実施

申請者が実施

4月下旬～1月下旬

- 1 空き家の売買契約の締結（購入の場合）
- 2 改修内容の事前相談 ※要事前連絡
- 3 工事の見積徴取、補助金の申請

※通知が出るまでに1～2週間かかります

～3月中旬まで

- 4 申請内容の審査、「決定通知書」の交付
- 5 工事契約を締結、改修工事を実施
- 6 改修完了後、改修実績を報告

※工事内容に変更が生じた場合はご連絡ください。

～3月末日まで

- 7 報告内容確認、「確定通知書」を交付
- 8 補助金を請求

- 9 指定口座へ補助金の振込

■申請に必要な書類は...

- ・申請書（静岡市HPに掲載しています）
- ・改修工事の見積書の写し
- ・改修前の写真
- ・改修工事の内容がわかる図面
- ・建築確認済証の写し
（建築確認が必要となる工事の場合）
- ・空き家の売買契約書の写し（購入の場合）
- ・所有権移転後の全部事項証明書（購入の場合）
- ・誓約書
- ・世帯全員の市税の納税証明書、住民票 など

■問合せ

静岡市役所 住宅政策課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1192

メールアドレス：juutaku@city.shizuoka.lg.jp

静岡市 空き家改修補助金

検索

最新の情報はホームページをご確認ください。
<https://www.city.shizuoka.jp/s7345/s000895.html>

※年度内事業であり、申請した年度の3月中旬までに改修工事を完了する必要があります。
※法律に基づき、建築行為に制限のある区域では、改修補助を受けられない場合があります。
※予算に限りがあります。まずは、事前に御相談ください。